



# 熊本県公報

第11967号

平成22年12月10日(金)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

○公有水面埋立に伴うしゅん功認可	(漁港漁場整備課)	1
○公有水面埋立に伴う免許	(〃)	2
○平成23年度自動車税納税通知書等業務委託に係る一般競争入札の参加資格等	(税務課)	5
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	5
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	5
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃)	6
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	6
○精神保健福祉法第33条の4第1項の規定に基づく指定	(障害者支援総室)	6
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	6
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(障害者支援総室)	8
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(〃)	8
○兼用工作物管理協定の締結	(河川課)	8
○河川の公用廃止	(〃)	9
○道路の区域変更	(道路保全課)	9
○道路の供用開始	(〃)	10
○道路の供用開始	(〃)	10
<b>公 告</b>		
○換地処分	(農村整備課)	11
○換地計画の決定	(〃)	11
○平成23年度自動車税納税通知書等業務委託に係る一般競争入札の実施	(税務課)	11
○平成22年度ふぐ処理師試験の実施	(健康危機管理課)	15
○換地計画の決定	(農村整備課)	16
○換地計画の決定	(〃)	16
○熊本県農業振興地域整備基本方針の変更	(農地・農業振興課)	16
○環境影響評価法に基づく手続の廃止	(都市計画課)	17
○換地計画の決定	(農村整備課)	17
○県営土地改良事業計画の決定	(農村計画・技術管理課)	17
○県営土地改良事業計画の決定	(〃)	18
○道路の位置指定の公告	(建築課)	18
<b>登 載 依 頼</b>		
○第137回熊本県都市計画審議会の開催	(熊本県都市計画審議会)	18
○平成22年度第2回熊本県社会教育委員会議の開催	(社会教育課)	19
○熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会)	19

### 告 示

#### 熊本県告示第1108号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成22年12月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 しゅん功認可年月日

平成22年11月30日

2 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名

上天草市大矢野町上1514 千切漁港管理者 上天草市

3 埋立区域

(1) 位置

上天草市松島町阿村字千切565、544、568に隣接する無番地(道)に隣接する無番地(堤)地先並びに565、544、568に隣接する無番地(道)地先公有水面

## (2) 区域

次の①の地点から⑩の地点を順次直線で結んだ線及び⑩の地点と①の地点を結ぶ平成17年春分の日の満潮位(D. L. + 3. 75メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点	下大戸鼻燈台(北緯32度31分2.5秒、東経130度27分7.2秒)から188度48分30秒1,536.000メートルの地点
②の地点	①の地点から109度30分11秒29.639メートルの地点
③の地点	②の地点から206度55分15秒3.026メートルの地点
④の地点	③の地点から206度58分50秒3.269メートルの地点
⑤の地点	④の地点から296度56分27秒3.000メートルの地点
⑥の地点	⑤の地点から206度56分07秒104.660メートルの地点
⑦の地点	⑥の地点から116度56分18秒3.501メートルの地点
⑧の地点	⑦の地点から206度56分11秒5.243メートルの地点
⑨の地点	⑧の地点から206度57分33秒1.105メートルの地点
⑩の地点	⑨の地点から291度26分00秒40.808メートルの地点

## (3) 面積

4,241.84平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 埋立免許の年月日及び番号

平成17年9月2日熊本県指令漁第20号

6 関係書類の備置場所

熊本県農林水産部漁港漁場整備課及び熊本県天草地域振興局農林水産部漁港課並びに上天草市農林水産課

## 熊本県告示第1109号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により公有水面埋立てを免許したので、同法第11条の規定により次のとおり告示する。

平成22年12月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 免許年月日

平成22年11月30日

2 出願者の住所及び氏名

熊本市水前寺六丁目18番1号 道路管理者 熊本県

3 埋立区域

## (1) 位置

1工区 1-1

熊本県上天草市龍ヶ岳町高戸字下脇2066の6、2066の4、2068の2、2068の3、2074、2075、2093の6、2093の5に隣接する無番地(道路)地先及び2093の4、2093の1、2093の8に隣接する無番地(堤)地先公有水面

1工区 1-2

熊本県上天草市龍ヶ岳町高戸字上脇2094の4及び2095の41地先公有水面

2工区

熊本県上天草市龍ヶ岳町高戸字八久保2335の35及び2355の2、2356に隣接する無番地(道路)地先及び字楠川2505、2506、2507、2508の2、2508、2509に隣接する無番地(道路)地先公有水面

## (2) 区域

1工区 1-1

次の(1)の地点から(11)の地点を順次直線で結んだ線及び(11)の地点と(1)の地点を結ぶ平成22年春分の日の満潮位(D. L. + 3. 66メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

(1) の地点 四等三角点高戸(北緯32度24分08.0289秒、東経130度23分36.7818秒)から189度25分13秒828.623メートルの地点

(2) の地点 (1) の地点から152度47分35秒1.277メートルの地点

(3) の地点 (2) の地点から236度58分50秒15.734メートルの地点

(4) の地点 (3) の地点から231度15分10秒3.382メートルの地点

(5) の地点 (4) の地点から231度14分47秒12.485メートルの地点

(6) の地点 (5) の地点から231度15分26秒7.448メートルの地点

(7) の地点	(6) の地点から の地点	23度26分22秒	20. 572 メートル
(8) の地点	(7) の地点から の地点	32度21分25秒	1. 534 メートルの
(9) の地点	(8) の地点から の地点	29度45分35秒	22. 198 メートルの
(10) の地点	(9) の地点から の地点	35度52分19秒	12. 516 メートルの
(11) の地点	(10) の地点から の地点	15度25分04秒	9. 270 メートルの
1工区 1-2			
次の(12)の地点から(22)の地点を順次直線で結んだ線及び(22)の地点と(12)の地点を結ぶ平成22年春分の日の満潮位(D.L.+3.66メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域			
(12) の地点	四等三角点高戸(北緯32度24分08.0289秒、東経130度23分36.7818秒の地点)から188度35分52秒 81.230 メートルの地点		
(13) の地点	(12) の地点から の地点	16度38分37秒	11. 223 メートル
(14) の地点	(13) の地点から の地点	25度49分58秒	4. 445 メートルの
(15) の地点	(14) の地点から の地点	25度44分23秒	0. 999 メートルの
(16) の地点	(15) の地点から の地点	27度16分49秒	1. 501 メートルの
(17) の地点	(16) の地点から の地点	30度54分47秒	1. 511 メートルの
(18) の地点	(17) の地点から の地点	32度17分46秒	1. 254 メートルの
(19) の地点	(18) の地点から の地点	33度42分44秒	2. 125 メートルの
(20) の地点	(19) の地点から の地点	33度14分08秒	10. 276 メートル
(21) の地点	(20) の地点から の地点	10度09分59秒	1. 880 メートルの
(22) の地点	(21) の地点から の地点	96度35分41秒	2. 882 メートルの地

## 2工区

次の(1)の地点から(24)の地点を順次直線で結んだ線及び(24)の地点と(1)の地点を結ぶ平成22年春分の日の満潮位(D.L.+3.66メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域			
(1) の地点	四等三角点高戸(北緯32度24分08.0289秒、東経130度23分36.7818秒の地点)から160度24分34秒 74.279 メートルの地点		
(2) の地点	(1) の地点から の地点	17度22分11秒	0. 826 メートルの
(3) の地点	(2) の地点から の地点	26度22分43秒	11. 834 メートル
(4) の地点	(3) の地点から の地点	25度15分40秒	5. 840 メートルの
(5) の地点	(4) の地点から の地点	25度28分07秒	13. 594 メートル
(6) の地点	(5) の地点から の地点	24度30分49秒	5. 769 メートルの
(7) の地点	(6) の地点から の地点	24度59分04秒	8. 711 メートルの
(8) の地点	(7) の地点から の地点	24度57分32秒	8. 704 メートルの
(9) の地点	(8) の地点から の地点	23度53分57秒	8. 111 メートルの
(10) の地点	(9) の地点から の地点	23度54分01秒	16. 697 メートル
(11) の地点	(10) の地点から の地点	23度25分50秒	39. 003 メートル
(12) の地点	(11) の地点から の地点	23度26分01秒	1. 548 メートルの
(13) の地点	(12) の地点から の地点	34度07分53秒	0. 255 メートルの

(14) の地点	(13) の地点から の地点	3 4 9 度 0 1 分 3 0 秒	5 0 . 5 1 5 メートル
(15) の地点	(14) の地点から 点	8 5 度 5 7 分 4 7 秒	2 . 2 5 9 メートルの地
(16) の地点	(15) の地点から 地点	3 5 6 度 0 1 分 4 5 秒	1 . 8 4 8 メートルの
(17) の地点	(16) の地点から 点	8 5 度 4 4 分 2 4 秒	7 . 9 1 6 メートルの地
(18) の地点	(17) の地点から 点	8 8 度 4 5 分 2 3 秒	8 . 6 1 7 メートルの地
(19) の地点	(18) の地点から 点	9 0 度 4 4 分 0 4 秒	6 . 4 7 6 メートルの地
(20) の地点	(19) の地点から 地点	9 2 度 1 5 分 2 9 秒	1 5 . 0 2 5 メートルの
(21) の地点	(20) の地点から 地点	9 1 度 4 4 分 1 9 秒	1 5 . 0 6 3 メートルの
(22) の地点	(21) の地点から 地点	8 9 度 3 5 分 2 1 秒	1 5 . 0 6 4 メートルの
(23) の地点	(22) の地点から 地点	8 6 度 3 6 分 4 2 秒	1 4 . 9 4 0 メートルの
(24) の地点	(23) の地点から 地点	8 4 度 2 3 分 2 8 秒	1 4 . 9 4 9 メートルの

## (3) 面積

1 工区 1 - 1 3 1 5 . 9 9 平方メートル  
 1 工区 1 - 2 1 1 1 . 5 3 平方メートル  
 2 工区 2 , 2 3 0 . 0 3 平方メートル

## 4 埋立てに関する工事の施工区域

## (1) 位置

1 工区 熊本県上天草市龍ヶ岳町高戸字下脇 2 0 6 6 の 6 、 2 0 6 6 の 4 、 2 0 6 8 の 2 、  
 2 0 6 8 の 3 、 2 0 7 4 、 2 0 7 5 、 2 0 9 3 の 6 、 2 0 9 3 の 5 、 2 0 9 3 の 7  
 に隣接する無番地（道路）地内及び地先、 2 0 9 3 の 4 、 2 0 9 3 の 1 、 2 0 9 3  
 の 8 に隣接する無番地（堤）地内及び地先、字上脇 2 0 9 4 の 8 、 2 0 9 4 の 7 、  
 2 0 9 4 の 2 、 2 0 9 4 の 3 、 2 0 9 4 の 4 、 2 0 9 5 の 5 0 、 2 0 9 5 の 5 2 、  
 2 0 9 5 の 5 1 、 2 0 9 5 の 4 2 、 2 0 9 5 の 4 1 に隣接する無番地（道路、水路）  
 地内及び地先公有水面

## 2 工区

熊本県上天草市龍ヶ岳町高戸字八久保 2 3 3 5 の 3 5 及び 2 3 5 5 の 2 、 2 3 5  
 6 に隣接する無番地（道路）地内及び地先、字楠川 2 5 0 5 、 2 5 0 6 、 2 5 0 7 、  
 2 5 0 8 の 2 、 2 5 0 8 、 2 5 0 9 に隣接する無番地（道路、水路）地内及び地先  
 公有水面

## (2) 区域

## 1 工区

次の①の地点から⑩の地点を順次直線で結んだ線、及び⑩の地点と①の地点を直  
 線で結んだ線により囲まれた区域

①の地点 四等三角点高戸（北緯 3 2 度 2 4 分 0 8 . 0 2 8 9 秒、東経 1 3 0 度 2  
 3 分 3 6 . 7 8 1 8 秒の地点）から 1 8 8 度 1 8 分 1 9 秒 7 9 7 . 2 6 6  
 メートルの地点

②の地点 ①の地点から 1 6 2 度 4 7 分 1 7 秒 3 6 . 0 2 8 メートルの地点  
 ③の地点 ②の地点から 2 3 4 度 1 0 分 4 0 秒 9 0 . 9 0 1 メートルの地点  
 ④の地点 ③の地点から 3 2 2 度 5 5 分 0 2 秒 2 9 . 2 7 2 メートルの地点  
 ⑤の地点 ④の地点から 2 8 度 0 7 分 5 0 秒 1 4 . 4 0 6 メートルの地点  
 ⑥の地点 ⑤の地点から 3 3 度 1 7 分 0 6 秒 1 7 . 9 6 3 メートルの地点  
 ⑦の地点 ⑥の地点から 4 7 度 4 3 分 0 0 秒 2 3 . 2 1 4 メートルの地点  
 ⑧の地点 ⑦の地点から 6 0 度 5 8 分 3 3 秒 2 0 . 3 2 4 メートルの地点  
 ⑨の地点 ⑧の地点から 6 4 度 4 0 分 2 6 秒 6 . 1 2 2 メートルの地点  
 ⑩の地点 ⑨の地点から 6 7 度 4 9 分 0 5 秒 1 5 . 9 9 8 メートルの地点

## 2 工区

次の①の地点から⑩の地点を順次直線で結んだ線、及び⑩の地点と①の地点を直  
 線で結んだ線により囲まれた区域

①の地点 四等三角点高戸（北緯 3 2 度 2 4 分 0 8 . 0 2 8 9 秒、東経 1 3 0 度 2  
 3 分 3 6 . 7 8 1 8 秒の地点）から 1 5 9 度 1 7 分 2 7 秒 7 3 6 . 1 3 4  
 メートルの地点

②の地点 ①の地点から 1 6 9 度 3 9 分 2 8 秒 3 5 . 1 4 2 メートルの地点  
 ③の地点 ②の地点から 2 4 2 度 4 0 分 1 5 秒 1 4 1 . 8 4 9 メートルの地点  
 ④の地点 ③の地点から 3 4 9 度 0 5 分 0 1 秒 9 0 . 0 4 2 メートルの地点  
 ⑤の地点 ④の地点から 7 8 度 0 9 分 5 5 秒 1 7 . 8 9 9 メートルの地点  
 ⑥の地点 ⑤の地点から 8 2 度 3 4 分 2 7 秒 1 3 . 1 7 7 メートルの地点

⑦の地点	⑥の地点から	85 度 07 分 12 秒	17.433 メートルの地点
⑧の地点	⑦の地点から	91 度 35 分 52 秒	33.496 メートルの地点
⑨の地点	⑧の地点から	88 度 58 分 38 秒	27.059 メートルの地点
⑩の地点	⑨の地点から	76 度 23 分 02 秒	12.930 メートルの地点
(3) 面積			
1 工区	3,903.81 平方メートル		
2 工区	8,594.67 平方メートル		
5 埋立地の用途	道路用地		

**熊本県告示第 1110 号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 22 年 12 月 10 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 競争入札に付する役務  
平成 23 年度自動車税納税通知書等に係る業務委託
- 2 入札参加者資格  
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法  
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の(2) の場所に持参又は郵送（郵便書留に限る。）により提出すること。
  - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出先並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課管理審査班（県庁行政棟本館 2 階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話番号 096-333-2581
  - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
公告の日から平成 23 年 1 月 11 日（火）までの日（閉庁日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
  - (4) 資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
  - (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。

**熊本県告示第 1111 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 78 条の規定により公示する。

平成 22 年 12 月 10 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護事業所 松風会 宇城市三角町波多 770 番地 1	株式会社朝日	平成 22 年 12 月 1 日

**熊本県告示第 1112 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 115 条の 10 の規定により公示する。

平成 22 年 12 月 10 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

## (介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護事業所 松風会 宇城市三角町波多 770 番地 1	株式会社朝日	平成 22 年 1 月 22 日

## 熊本県告示第 1113 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 78 条の規定により公示する。

平成 22 年 1 月 22 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

## (通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター春風 宇城市三角町波多 770 番地 1	株式会社朝日	平成 22 年 1 月 22 日

## 熊本県告示第 1114 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 115 条の 10 の規定により公示する。

平成 22 年 1 月 22 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

## (介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター春風 宇城市三角町波多 770 番地 1	株式会社朝日	平成 22 年 1 月 22 日

## 熊本県告示第 1115 号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 33 条の 4 第 1 項の規定により、次のとおり指定した。

平成 22 年 1 月 22 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

経営種別	病院名	管理者名	所在地	指定期間
独立行政法人	国立病院機構 熊本医療センター	池井 聰	熊本市二の丸 1 番 5 号	平成 22 年 1 月 22 日から 平成 25 年 1 月 30 日まで

## 熊本県告示第 1116 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成 22 年 1 月 22 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 米内蔵地区急傾斜地崩壊危険区域（追加指定）

次に掲げる土地に存する標柱 8 号から標柱 10 号までを順次結んだ線、標柱 8 号と標柱 17 号を結んだ線、標柱 17 号から標柱 28 号までを順次結んだ線及び標柱 28 号と標柱 10 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	群市	町村	字	番地
8	上益城郡	山都町	田吉	米内蔵前 1025-1
9	〃	〃	〃	1016
10	〃	〃	〃	〃
17	〃	〃	〃	484
18	〃	〃	〃	〃
19	〃	〃	〃	〃
20	〃	〃	〃	1026
21	〃	〃	〃	961

22	〃	〃	〃	〃	〃
23	〃	〃	〃	〃	〃
24	〃	〃	〃	〃	〃
25	〃	〃	〃	〃	963
26	〃	〃	〃	〃	〃
27	〃	〃	〃	〃	962地先(水路)
28	〃	〃	〃	〃	1016

## 2 柿平地区急傾斜地崩壊危険区域(追加指定)

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱3号までを順次結んだ線、標柱3号と標柱13号を結んだ線、標柱13号から標柱23号までを順次結んだ線及び標柱23号と標柱1号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	群市	町村	大字	字	番地
1	上益城郡	山都町	大平	柿平	1759
2	〃	〃	〃	〃	1754
3	〃	〃	〃	〃	1712-4地先(道路)
13	〃	〃	〃	〃	1903地先(道路)
14	〃	〃	〃	〃	1903
15	〃	〃	〃	〃	1901-2
16	〃	〃	〃	〃	1850、1855、1856、1857、1858(筆界未定地)
17	〃	〃	〃	〃	〃
18	〃	〃	〃	〃	〃
19	〃	〃	〃	〃	〃
20	〃	〃	〃	〃	〃
21	〃	〃	〃	〃	〃
22	〃	〃	〃	岩下	1851-1
23	〃	〃	〃	〃	1755-2

## 3 日向3地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱8号と標柱1号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	群市	町村	大字	字	番地
1	上益城郡	御船町	七瀧	西ノ前	1954地先(道路)
2	〃	〃	〃	〃	1937
3	〃	〃	〃	〃	1932、1933(筆界未定地)
4	〃	〃	〃	〃	〃
5	〃	〃	〃	〃	1945
6	〃	〃	〃	〃	1948
7	〃	〃	〃	〃	〃
8	〃	〃	〃	〃	1954

## 4 広瀬(2)地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱7号と標柱1号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	群市	町村	大字	字	番地
1	天草市	本渡町	広瀬	上ノ山	562-1
2	〃	〃	〃	〃	568
3	〃	〃	〃	〃	567
4	〃	〃	〃	〃	563-1
5	〃	〃	〃	〃	562-1
6	〃	〃	〃	〃	〃
7	〃	〃	〃	〃	〃

## 5 志柿地区急傾斜地崩壊危険区域(追加指定)

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線、標柱1号と標柱11号を結んだ線、標柱11号から標柱15号までを順次結んだ線及び標柱15号と標

## 柱 6 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	群 市	町 村	大 字	字	番 地
1	天草市	志柿町		江 川	2 6 7 9
2	〃	〃		〃	2 6 7 3
3	〃	〃		〃	2 6 0 4 - 1
4	〃	〃		〃	2 6 0 6
5	〃	〃		〃	〃
6	〃	〃		〃	2 6 8 8 - 4
11	〃	〃		〃	2 6 7 6 - 1
12	〃	〃		畠尻	1 0 1 3 - 3 地先 (里道)
13	〃	〃		江川	2 6 6 2 - 2
14	〃	〃		〃	〃
15	〃	〃		〃	2 6 3 6

## 熊本県告示第 1117 号

障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 29 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第 51 条の規定により公示する。

平成 22 年 12 月 10 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
支援センター 銀河 カレッジ 宇土市築籠町 141 番地の 2	社会福祉法人 銀河の会 宇城市築籠町 14 1 番地の 2 梅田 和利	平成 22 年 12 月 1 日	4322300114	共同生活援助・共同生活介護

## 熊本県告示第 1118 号

障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 29 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第 51 条の規定により公示する。

平成 22 年 12 月 10 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
社会福祉法人熊本市社会福祉協議会植木支所指定居宅介護事業所 熊本市植木町岩野 2 38 番地 1	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会 熊本市南千反畠町 10 番 7 号 新立 順子	平成 22 年 5 月 1 日	4312000021	居宅介護・重度訪問介護

## 熊本県告示第 1119 号

河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 17 条第 1 項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第 2 項の規定により告示する。

その関係図書は、熊本県土木部河川課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成 22 年 12 月 10 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 河川の名称

一級河川緑川水系加勢川

2 河川管理施設の名称又は種類

左岸堤防

## 3 河川管理施設の位置

- (1) 熊本市下江津 5 丁目 142 番 2 地先から熊本市江津 3 丁目 631 番 1 地先まで  
 (2) 熊本市江津 1 丁目 629 番 1 地先から熊本市江津 1 丁目 7 番 1 地先まで

## 4 管理を行う者の氏名及び住所

道路管理者 熊本市 代表者 熊本市長 幸山 政史  
 熊本市手取本町 1 番 1 号

## 5 管理の内容

- (1) 兼用工作物の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕は、  
 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら  
 道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）については道路管理者が、  
 当該施設以外の部分については河川管理者が行うものとする。  
 (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から別に定める範囲内にあるものについては、道路  
 管理者が維持を行うものとする。  
 (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧は、道路管理者が行うものとする。

## 6 管理の期間

平成 22 年 1 月 11 日から道路の存続する日まで

## 熊本県告示第 1120 号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和 40 年政令第 14 号）  
 第 49 条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図書は、熊本県土木部河川課及び熊本県上益城地域振興局土木部に備え置いて  
 縦覧に供する。

平成 22 年 12 月 10 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

## 1 河川の名称

一級河川緑川水系矢形川

## 2 廃川敷地が生じた年月日

平成 22 年 12 月 10 日

## 3 廃川敷地の位置

上益城郡嘉島町大字北甘木字古屋敷 2064 番 1 地先から

上益城郡嘉島町大字北甘木字古屋敷 2065 番 1 地先まで

## 4 廃川敷地の面積

35.34 平方メートル

## 熊本県告示第 1121 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路  
 の区域を変更する。

その関係図面は、平成 22 年 12 月 10 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課にお  
 いて一般の縦覧に供する。

平成 22 年 12 月 10 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

## 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
一般国道	266 号	上天草市姫戸町姫浦 3357 番 1 地先から 同所 3388 番 1 地先まで	前	12.0 ～ 38.7	268.7	地域連携国道 (取付 道路設 置)
				5.1 ～ 12.0	260.2	
				12.0 ～ 38.7	268.7	
			後	5.1 ～ 12.0	260.2	
				7.0 ～ 10.0	20.2	

一般国道	324号	天草郡苓北町大字坂瀬川字向 路 2696番2地先から 同町大字坂瀬川字沖田 24番4地先まで	前	10.1 ～ 19.3	193.6	やさ道 交1国 (歩道 整備)
			後	10.2 ～ 19.3	193.6	
主要地方道	人吉水俣 線	水俣市大字古里字岩下 1028番1地先から 同市大字久木野字湯下 845番4地先まで	前	12.0 ～ 49.2	1,540.0	旧道移 管
				4.1 ～ 30.0	1,390.0	
			後	12.0 ～ 34.0	1,540.0	

2 区域を変更する期日 平成22年12月10日

**熊本県告示第1122号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年12月10日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年12月10日

熊本県知事 蒲島 郁夫

## 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	本渡苓北線	天草市城下町 57番1地先から 同所 1068番6地先まで	87.8	地基創 街（改 築に伴 う拡幅）
一般県道	宮地岳本渡 線	天草市楠浦町字下方原 6887番5地先から 同所 6893番1地先まで	178.0	単道改 (改築 に伴う 拡幅)

2 供用を開始する期日 平成22年12月10日

**熊本県告示第1123号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年12月10日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年12月10日

熊本県知事 蒲島 郁夫

## 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	内牧坂梨線	阿蘇市山田字不動塚 1378番1地先から 同所 1408番1地先まで	160.0	地基創 改（改 築に伴 う拡幅）

2 供用を開始する期日 平成22年12月10日

## 公 告

**熊本県公告第666号**

県営水俣・芦北地区（津奈木工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成22年12月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

**熊本県公告第667号**

県営荒木浜地区土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成22年12月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 縦覧の期間 平成22年12月13日から  
平成23年1月17日まで

2 縦覧の場所 上天草市役所大矢野庁舎

3 縦覧に供する書類の名称

- (1) 換地設計書
- (2) 各筆換地明細書
- (3) 清算金明細書
- (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県知事 蒲島郁夫

**熊本県公告第668号**

次のとおり一般競争入札に付する。

平成22年12月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 入札に付する事項

- (1) 業務委託名  
平成23年度自動車税納税通知書等に係る業務委託
- (2) 業務委託の内容  
要求仕様書による。
- (3) 委託期間  
契約締結の日から平成23年10月30日まで
- (4) 入札金額  
入札金額は、本委託業務に要する費用の総額とする。

なお、落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額により入札すること。

- (5) 最低制限価格の設定

本競争入札には、最低制限価格を設けていない。

- (6) その他

ア 本競争入札は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件であるが、書面による入札（以下「紙入札」という。）による参加もできる。  
ただし、電子入札システムに利用者登録が完了している者は、電子入札によるものとする。

イ 本競争入札は、競争入札参加資格確認のため、入札前に3に記載する競争入札参加資格確認申請書及び確認資料の提出が必要な入札となる。

2 入札参加者の資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、要綱別表の有資格者として営業種目がその他の業務委託（納税通知等関係業務）に登録された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者は、次により入札参加資格審査の申請を行うこと。

- ア 審査申請の受付期間

公告の日から平成23年1月11日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までに提出すること。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで隨時受け付けるが、この場合には、資

格審査が入札に間に合わないことがある。

イ 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出先並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課管理審査班（県庁行政棟本館2階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2581

ウ 申請の方法

要綱に定める「競争入札参加資格審査申請書」に必要書類を添付し、持参又は郵送により提出すること。

なお、申請様式及び提出書類の詳細については、熊本県ホームページの「申請様式ダウンロード」のページで確認することができる。

エ 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 入札及び開札時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 入札及び開札時点において、財団法人日本情報処理開発協会からプライバシーマークの認定及び付与を受けた者であり、かつ、印刷する工場においても当該マークの認定及び付与を受けていること。
- (6) 印刷用の情報を提供してから、3時間以内に作業に着手することができ、本県職員による印刷物の内容確認が速やかに行うことができること。また、プリント、封入封緘又は圧着作業は、同一の敷地内で行うことができること。  
また、県が作業状況の検査又は立会いを要望した場合は速やかに応じることができること。
- (7) 要求仕様書の内容を満たすことができること。

### 3 入札参加のための確認申請

本競争入札に参加を希望する者は、2の(1)から(6)に示す要件を満たしているかの確認を受けるため、次により別に定める「競争入札参加資格確認申請書」及び確認資料（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び確認の結果要件を満たしていないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。

#### (1) 申請書等の提出方法及び提出場所

ア 電子入札システムによる入札参加の場合  
申請書等を電子入札システムにより提出すること。  
なお、確認資料の容量が1メガバイトを超える場合には、4の(1)に示す場所に持参又は郵送（郵便書留に限る。）することとし、持参又は郵送する書類の目録を電子入札システムで提出すること。

イ 紙入札方式による参加の場合

申請書等を4の(1)に記載する場所に持参又は郵送（郵便書留に限る。）すること。  
なお、郵送の場合は、提出期間内に必着すること。

#### (2) 提出期間

公告の日から平成23年1月18日（火）午後5時まで（閉庁日を除く。）に提出すること。

#### (3) 確認結果の通知

確認の結果は、「競争入札参加資格確認結果通知書」により通知する。

### 4 入札執行の日時、場所等

#### (1) 契約条項を示す場所

熊本県総務部税務課管理班（県庁行政棟本館3階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2101  
ファックス番号 096-387-4901

#### (2) 入札説明書及び要求仕様書

ア 閲覧（交付）の期間  
公告の日から平成23年1月26日（水）までとし、交付については当該期間の閉庁日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

イ 閲覧（交付）の場所

電子入札システムホームページ（入札情報公開サービスシステムの入札公告等情報）にて示し、又は4の(1)に記載する場所で交付する。

#### (3) 入札の日時及び場所

ア 電子入札システムによる入札  
3の(3)記載の確認結果の通知を受けた日時から、平成23年1月26日（水）午後5時までに入札すること。

## イ 紙入札方式による入札

(ア) 日時 平成23年1月27日(木)午前10時

(イ) 場所 熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県総務部税務課管理班(県庁行政棟本館3階)

## (4) 開札の日時及び場所

4の(3)のイに同じ。

## (5) 再度の入札

開札後、落札者がない場合は再入札を行う。

再入札を行う場合、電子入札により入札書を提出した者については、再入札の通知を受けた日時から、平成23年1月27日(木)午前11時までに電子入札システムにより入札すること。

## 5 入札方法等

## (1) 入札方法

## ア 電子入札システムによる入札の場合

4の(3)のアの締切日時までに電子入札システムにより入札書を提出すること。

ただし、入札参加者側のシステム障害等のやむを得ない事情があり、入札書受付締切予定日時までに「熊本県電子入札システム紙入札移行承認願」を4の(1)に示す場所に提出し、県(契約担当者)から承認を受けた場合は、イの紙入札方式によるものとする。

## イ 紙入札方式による入札の場合

別に定める「入札書」により作成し、4の(3)のイの日時及び場所に持参し、提出すること。

ただし、代理人をして入札するときは、別に定める「委任状」を入札書と同時に提出すること。

なお、郵送を認めるが、次の事項に留意のうえ、必ず平成23年1月26日(水)までに4の(1)に記載する場所に必着するよう郵送(郵便書留に限る。)すること。

(ア) 封筒は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と「親展」、中封筒に「委託業務の名称」及び「開札日時」を朱書きすること。

(イ) 再入札を予想する場合は、中封筒に「再入札書」、「委託業務の名称」及び「開札日時」を朱書きし、同封すること。

## (2) 開札の方法

開札は、電子入札システムにおいて行う。

ただし、紙入札方式において入札した者がいる場合は、入札に参加した者又はその代理人の立会いのもとに行うものとする。この場合において、入札に参加した者又はその代理人が立会わない場合は、入札執行事務に關係のない職員を立会わせてこれを行ふ。

## (3) 入札の回数

入札回数は2回までとする。開札後、落札者がない場合は、再入札を行う。

なお、再入札書の締切日時までに再入札書を提出しなかった者及び紙入札方式により入札書を郵送した者で再入札書の提出がない者は、再入札を辞退したものとみなす。

## (4) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とする。

なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

## (5) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 紙入札方式による入札において、委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 紙入札方式による入札において、記名押印を欠く入札

エ 紙入札方式による入札において、金額を訂正した入札

オ 紙入札方式による入札において、誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

カ 紙入札方式による入札において、同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又

は2人以上の代理をした者の入札

キ 紙入札方式による入札において、2以上の意思表示をした入札

ク 紙入札方式による入札において、くじ番号の記入がない入札

ケ 電子入札システムによる入札において、入札、見積及び契約権限のない者のIC

カードを使用して提出された入札

コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めめた場合の入札

サ 明らかに連合によると認められる入札

シ その他入札に関する条件に違反した入札

(6) 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、入札の執行を延期し、若しくはこれを取りやめることがある。

(7) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

- (8) その他  
入札説明書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準の規定を準用する。
- 6 契約の締結
- (1) 契約書作成の要否  
要
  - (2) 契約の締結期限  
落札者決定の日から14日以内とする。
  - (3) 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者決定の日から7日以内とする。
- 7 入札保証金  
免除する。
- 8 契約保証金
- (1) 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。  
 ア 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手  
 イ 銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関（銀行を除く。）の保証
  - (2) 前号にかかわらず、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。  
 ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
 イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体との間に入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。  
 (3) 8の(2)のア及びイに掲げる契約保証金の納付の免除のための書類を提出する場合は、次のアからウにより提出すること。（「契約保証金免除申請書見本」参照）  
 ア 提出期限  
落札決定の日から7日以内  
 イ 提出場所  
4の(1)に記載する場所  
 ウ 提出方法  
アに掲げる日までに、イに掲げる場所に持参すること。  
ただし、持参できないときは、イに掲げる場所にアに掲げる日までに必着するよう郵送（郵便書留に限る。）すること。  
なお、郵送の場合は二重封筒とし、表封筒に「契約保証金免除申請書類在中」、「親展」と朱書きし、中封筒に業務委託の名称及び入札日時を、裏面に落札者の商号又は名称、代表者名及び取扱部署名を記載すること。
  - (4) 契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付するものとする。
- 9 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
  - (2) 本一般競争入札公告は、入札説明書を兼ねる。
  - (3) 本競争入札は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 10 Summary
- (1) Name and quantity of service to be contracted  
Making of the tax notices of the automobile tax and other supplies for fiscal 2011
  - (2) Place to supply commodity  
Shown in the bid explanation form
  - (3) Date and place to submit bidding proposal  
January 27, 2011, 10:00 a.m.  
Tax Division
  - (4) Date by which bidding proposal must be received  
January 26, 2011
  - (5) Language and currency to be used for bidding  
Japanese language and currency only
  - (6) Name of the department in charge of

this bidding contract  
 Management Section, Tax Division,  
 Department of General Affairs,  
 Prefectural Office of Kumamoto  
 6-18-1 Suizenji, Kumamoto City,  
 Kumamoto Prefecture, 862-8570 Japan  
 Phone: 096-383-1111 Ext. 3370

**熊本県公告第669号**

熊本県ふぐ取扱条例（昭和33年熊本県条例第27号）第8条第3項の規定により平成22年度のふぐ処理師試験を次のように実施するので、同条第4項の規定により公告する。

平成22年12月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

## 1 試験日時

平成23年2月6日（日）午前9時から

## 2 試験会場

熊本市春竹町481  
専修学校常盤学院

## 3 試験科目

## (1) 筆記試験

ア 公衆衛生学  
イ 食品衛生学（ふぐの性状を含む。）

ウ 栄養学

エ 衛生関係法規

## (2) 実地試験

ア 処理技術  
イ 内臓鑑別

ウ 魚種鑑定

## 4 受験手続

## (1) 提出書類

ア 受験願書  
イ 履歴書

ウ 写真2葉（申請前3月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦3.5センチメートル、横2.6センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものとし、1葉を写真票に貼付すること。）

## (2) 受験手数料

13,400円

## (3) 受験願書の受付期間

受験願書の受付期間は、平成23年1月4日（火）から平成23年1月14日（金）までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。（ただし、熊本市保健所においては、午後5時までとする。）

郵送の場合は、平成23年1月14日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

## (4) 受験の申込み

試験を受けようとする者（以下「受験者」という。）は、関係書類に手数料13,400円を添えて、最寄りの保健所に提出すること。ただし、受験者で県外に住所を有するものは、熊本県庁（郵便番号862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県健康福祉部健康危機管理課）へ提出すること。

## 5 合格基準

## (1) 筆記試験

5科目の合計得点が満点の6割以上であること。ただし、1科目でも満点の4割未満のものがある場合は、不合格とする。

## (2) 実地試験

総得点が満点の8割以上であること。ただし、食用不可部位を食用と鑑別した場合及び生殖器（精巣・卵巣）の鑑別を誤った場合は、満点の8割以上であっても不合格とする。

## 6 合格発表

## (1) 合格者の発表は、平成23年2月22日（火）午前10時に、県庁本館ロビー、県内各保健所及び県庁ホームページにて行う。

## (2) 試験に合格した者に対しては、合格証を交付する。

## 7 問い合わせ

## (1) 願書の請求及び試験についての照会は、県内各保健所及び熊本県健康福祉部健康危機管理課（電話096-333-2248（ダイヤルイン）又は096-383-1111 内線7190）に行うこと。

なお、郵便による願書の請求は、80円切手を貼り、あて先を明記した返信用封筒を同封すること。

(2) 試験の科目別得点及び合計得点の開示を希望する場合には、熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第22条の規定により、合格発表の日から1か月間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から（合格発表の日にあつては、午前10時から）午後5時15分までの間に熊本県健康福祉部健康危機管理課において、受験票を持参した受験者本人にのみ開示する。

#### 8 その他

受験者は、受験票及び上履きを持参し、筆記試験においては筆記用具、実施試験については料理包丁、布巾、帽子、清潔な作業着（白衣等調理の際に着用する衣服）及び専用の清潔な履き物を持参すること。

### 熊本県公告第670号

県営菊池東部地区（原本村工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成22年12月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 縦覧の期間 平成22年12月13日から  
平成23年1月17日まで

2 縦覧の場所 菊池市役所

3 縦覧に供する書類の名称

- (1) 換地設計書
- (2) 各筆換地等明細書
- (3) 清算金明細書
- (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

### 熊本県公告第671号

県営菊池東部地区（長田工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成22年12月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 縦覧の期間 平成22年12月13日から  
平成23年1月17日まで

2 縦覧の場所 菊池市役所

3 縦覧に供する書類の名称

- (1) 換地設計書
- (2) 各筆換地等明細書
- (3) 清算金明細書
- (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

### 熊本県公告第672号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第5条第1項の規定により熊本県農業振興地域整備基本方針を変更する。

なお、熊本県農業振興地域整備基本方針は、熊本県農林水産部農業振興局農地・農業振興課にて縦覧に供する。

おつて、熊本県農業振興地域整備基本方針に定める事項は、次のとおりである。

平成22年12月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

第1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項

1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的考え方

- (1) 確保すべき農用地等の面積の目標
- (2) 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進

2 農業上の土地利用の基本的方向（農業地域別）

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項

第3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

1 農業生産基盤の整備の展開方向

2 農業地域別の構想

3 広域的農業生産基盤の整備の構想

第4 農用地等の保全に関する事項

1 農用地等の保全の方向

- 2 農用地等の保全のための事業  
 3 農用地等の保全のための活動  
 第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項  
 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向  
 第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項  
 1 主要作物別の構想  
 2 広域的農業近代化施設の整備の構想  
 第7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項  
 1 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向  
 2 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備  
 3 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動  
 第8 第5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項  
 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標  
 2 農村地域における就業機会の確保のための構想  
 第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項  
 1 生活環境施設の整備の必要性  
 2 生活環境施設の整備の構想

**熊本県公告第673号**

環境影響評価法（平成9年法律第81号）附則第2条第1項第1号の規定により、同法第7条の手続きを経たとみなされた都市計画対象事業について、同法第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第30条第1項第2号の規定に該当することとなったので、次のとおり公告する。

平成22年12月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画決定権者の名称  
熊本県
- 2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模
  - (1)名称  
(仮称)嘉島東部台地土地区画整理事業
  - (2)種類  
土地区画整理事業
  - (3)規模  
約70.8ヘクタール

**熊本県公告第674号**

県営水俣・芦北地区（日当野工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成22年12月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧の期間 平成22年12月13日から  
平成23年1月17日まで
- 2 縦覧の場所 水俣市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
  - (1)換地設計書
  - (2)各筆換地明細書
  - (3)清算金明細書
  - (4)換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

**熊本県公告第675号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営南田島・佐野地区土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成22年12月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称

- 1 県営南田島・佐野地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し  
 2 縦覧期間 平成22年12月13日から平成23年1月17日まで  
 3 縦覧場所 菊池市役所

**熊本県公告第676号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営南田島・佐野地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成22年12月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称 県営南田島・佐野地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し  
 2 縦覧期間 平成22年12月13日から平成23年1月17日まで  
 3 縦覧場所 菊池市役所

**熊本県公告第677号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成22年12月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 熊本県玉名市岱明町野口2318番地  
 2 築造者の氏名 山口太  
 3 道路の位置 熊本県玉名市岱明町野口字西原2236番2、同2238番2、同2246番2、同2247番4及び里道の一部  
 4 道路の幅員 4.20メートル  
 5 道路の延長 34.80メートル  
 6 指定年月日 平成22年11月26日  
 7 指定番号 熊本県指令玉名景建第38号

**登載依頼****熊本県都市計画審議会公告第5号**

第137回熊本県都市計画審議会を次のとおり開催します。

平成22年12月10日

熊本県都市計画審議会  
会長 両角光男

- 1 開催日時 平成22年12月20日（月）  
 午前10時00分から  
 2 開催場所 熊本市水前寺六丁目18番1号  
 熊本県庁行政棟新館2階 職員研修室  
 3 案件  
**【審議】**  
 (1) 景観法第9条第8項の規定に基づく熊本県景観計画の変更について  
 (2) 熊本市の政令市移行に伴う都市計画区域の再編及び区域区分等の変更の基本方針（案）について  
 4 傍聴者の定員 20名  
 5 傍聴手続  
 (1) 傍聴を希望される方には、審議会開会の1時間前から10分前までに、受付にて整理券を配布します。  
 (2) (1)において配布した整理券を持って、審議会開会10分前に受付に集合してください。  
 (3) 傍聴を希望される方の総数が傍聴者の定員を超える場合は、抽選により傍聴者を決定します。  
 (4) 傍聴を認められた方は、受付において氏名及び住所を記入し、係員の指示に従い

- 会場に入室することができます。
- 6 傍聴するにあたっての守るべき事項  
傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。  
 (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を意思表明することはできません。  
 (2) はり紙、旗、プラカードの提出、はち巻、腕章の類を身につける等示威的行為はできません。  
 (3) 会場内での飲食はできません。  
 (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等はできません。  
 (5) 会場内で携帯電話等の通信機器を使用することはできません。  
 (6) その他会議開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。  
 ※ 上記のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。  
 ※ 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、退場していただく場合があります。
- 7 問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県都市計画審議会事務局(熊本県土木部都市計画課計画調整班)  
電話番号: 096-333-2520

**熊本県教育委員公告第16号**

熊本県社会教育委員会議を、次のとおり開催する。  
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成22年12月10日

熊本県教育委員会

- 1 開催日時  
平成23年1月12日(水)  
午前10時から正午まで
- 2 開催場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁新館 2階多目的AV会議室
- 3 議題  
・協議事項  
「地域の教育力向上について」
- 4 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 5 問い合わせ先  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県教育庁社会教育課社会教育指導係  
(電話096-333-2699)

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年12月10日

熊本県人事委員会委員長 北川正

**熊本県人事委員会規則第33号**

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年熊本県人事委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第8の医療職給料表(3)昇格時号給対応表中

74
75
76
77
77
78
78
79
79
80

73
74
74
75
75
76
76
77
78
79

80
81
81
81
82
82
82
83
83
83
84
84
84
85
85
85
86
86
86
87
87
87
87
88

を

80
81
81
81
81
82
82
82
83
83
83
84
84
84
85
85
85
86
86
86
87
87
87
87
87

に改める。

」

」

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から平成23年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受けける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。